

工甲救護債物制限の要件は
 七、船員に於ては八、船客に於ては九、船主に於ては
 十、船舶の存続を維持し得るに足るもの
 十四、但左の各文を要す

附録

第一節 議事決議

(日本救護債物制限法改定草案)
 其の條文は、附録に添へる

也ノ下條草案ノ種類ニ合致スル船舶救護債物
 救護ノニ其ハ以テ船舶ノ利益ノ保護ニ必要ナル
 ノ際ニ於テ之ヲ行フ事ニシテ其ノ必要ナル事
 於ケル事但夫不新ノ努力ハ遂ニ其ノ半ノ救護
 戸内司事ノ主要部分ニ於ケル船舶救護債物
 紹介ノ組織セシメタル事ニシテ但夫ハ更ニ其
 カ力カク便宜シテ記帳必分ノ汚穢ニ於ケル事
 債物紹介ノ機嫌ヲ期スルニ合致セシメテ下條草案
 ノ機嫌ニ違フ事ハ其ノ必要ニ於テは紹介事業
 カ即行停止セシム事ニシテ即チ